

1. 件名:関西電力(株)美浜発電所第3号機、高浜発電所第1号機及び第2号機の再稼働工程に係る面談

2. 日時:令和3年5月7日 13時30分～13時50分

3. 場所:原子力規制庁2階会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

上田企画調査官、渋谷主任原子力専門検査官、

宇野主任原子力専門検査官、森田主任原子力専門検査官、

山形主任原子力専門検査官、

関西電力(株) 原子力事業本部 原子力発電部門 原子力発電部長 他4名

5. 要旨

○関西電力(株)から、高浜1・2号機及び美浜3号機の再稼働工程については、現在検討中であるが、資料に基づき以下の点について確認したい旨の申し出及び説明があった。

- ・ 美浜3号機については、燃料装荷時期が決定したら検査日程について調整したい。
- ・ 高浜1号機については、特定重大事故等対処施設の設置期限の関係で、総合負荷性能検査(五号検査)まで実施できないが、できる限り検査を進めたいと考えており、試験使用承認の扱い、四号検査の扱い、及び燃料装荷の開始の3つのケースについて確認したい。
- ・ 高浜2号機については、安全性向上対策工事の工程を精査し、決まり次第検査日程を調整したい。

○これに対して、原子力規制庁から関西電力(株)に対して確認した事項は以下のとおり。

(原子力規制庁)

説明資料に記載されている高浜1号機の3つのケースについて、その後のプラント状態が示されていないが、どのように考えているのか。

(関西電力(株))

高浜1号機の何れのケースにおいても、特定重大事故等対処施設の設置期限がきたら、原子炉冷温停止状態とした上で、原子炉圧力容器を開放し、燃料を取

り出す予定としている。

(原子力規制庁)

原子炉圧力容器を開放した場合、四号検査実施後にプラントの状態が変わることから、検査の成立性について懸念があるが、事業者としてどのように考えているのか。

(関西電力(株))

一度燃料を取り出してしまったら、その後の定期事業者検査として予定している検査や事業者が行う適合性確認検査は成立しないため、改めて検査をすることになると考えている。

○原子力規制庁から、そのような四号検査を前提とした使用前検査も同様に検査としては成立しないと考えるが、事業者が自主的に確認作業を進めることについては、現時点でコメントすべきことは特段ない旨回答した。

○関西電力(株)から、本日の面談を踏まえて今後の工程を早急に検討するとの回答があった。

6. その他

資料:美浜3号機、高浜1・2号機の再稼働工程について

以上